

山形県公司

平成28年2月5日(金) 第2719号

毎週火・金曜日発行

Ħ	<i>\</i> / \ →
目	次

	告	示				
	A 47 14 T	F ~ TH.(II	(h±h	ᆂᇶᆈᄾ	:÷⊞\	110
○山形県衛生研究所の研究生に関する規程						
○救急病院等の告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
○道路の区域の変更						
○県道の供用の開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				司	,	… 同
○道路の区域の変更			 			
○土砂災害警戒区域の指定の解除						
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			同)	… 同
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除				同	,	… 同
			`	同)	122
○土砂災害警戒区域の指定			•	同)	… 同
○同				同)	… 同
○土砂災害特別警戒区域の指定				同)	… 同
			`	同	,	123
○二級建築士の免許の取消し					宅課)	… 同
○宅地建物取引業者に対する業務停止命令					,	… 同
○道路の位置の指定						
○県証紙売りさばき所の変更			 	(会計	局)	… 同
	<i>**</i>	A 88 C				
	教育委員:	会関係				
	告	示				
○指定技能教育施設の廃止			 			125
	公	告				
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請						
○大規模小売店舗の変更の届出				県産品振		
○同			 (同)	…126
	Œ	誤				
		нх				
-	#					
_	<u> </u>	亦				

山形県告示第101号

山形県衛生研究所の研究生に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県衛生研究所の研究生に関する規程の一部を改正する規程

山形県衛生研究所の研究生に関する規程(昭和30年5月県告示第388号)の一部を次のように改正する。 第1条中「第99条第10号」を「第61条第8号」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第102号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。 平成28年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名称	所	在	地	認	定	期間	
国立大学法人山形大学医学部附属	[病 山形市飯田西	山形市飯田西二丁目2番2号		平成28			
院				平成31	年2月	125日ま	きで

山形県告示第103号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年2月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成28年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 山形天童線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市大字七浦582から 同 585まで		旧	7.6 メートル く 6.9	メートル 52
同	上	新	8.1 メートル く 7.7	同 上

山形県告示第104号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年2月5日から同月18日まで縦覧に供する。 平成28年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形天童線
- 2 供用開始の区間 山形市大字七浦582から

同 585まで

3 供用開始の期日 平成28年2月5日

山形県告示第105号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成28年2月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成28年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 村山大石田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長	
村山市大字楯岡字一本柳7579番1から 同 月山堂7544番1まで		旧	32.0 メートル く 17.0	بر 175	トル
同	上	新	32.0 メートル く 18.5	同上	

山形県告示第106号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

平成28年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
大笹生	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに高畠町役場において縦覧に供する。

山形県告示第107号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

平成28年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
朴沢沢1	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに川西町役場において縦覧に供する。

山形県告示第108号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

平成28年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の 名称	解除する区域及び法第9条 第2項に規定する政令で定 める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
大笹生	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに高畠町役場において縦覧に供する。

山形県告示第109号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

平成28年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の 名称	解除する区域及び法第9条 第2項に規定する政令で定 める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
朴沢沢 1	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに川西町役場において縦覧に供する。

山形県告示第110号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年2月5日

山形県知事 吉 村 美栄子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
大笹生	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに高畠町役場において縦覧に供する。

山形県告示第111号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
朴沢沢 1	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに川西町役場において縦覧に供する。

山形県告示第112号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条 第2項に規定する政令で 定める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
大笹生	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに高畠町役場において縦覧に供する。

山形県告示第113号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条 第2項に規定する政令で 定める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類	
朴沢沢 1	別紙図面のとおり	土石流	

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに川西町役場において縦覧に供する。

山形県告示第114号

建築士法 (昭和25年法律第202号) 第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。 平成28年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 免許の取消しをした年月日

平成28年1月21日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号

白田 信夫 第6532号

3 免許の取消しの理由

建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため

山形県告示第115号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項の規定により、次のとおり宅地建物取引業者の業務の停止命令の処分をした。

平成28年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 宅地建物取引業者の名称及び代表者氏名並びに住所
 - (1) 名称及び代表者氏名

株式会社ハウスワタナベ 代表取締役 渡部 信子

(2) 住所

鶴岡市道形町12番15号

- 2 業務の停止を命ずる事務所の名称及び所在地
 - (1) 名称

株式会社ハウスワタナベ

(2) 所在地

鶴岡市道形町12番15号

3 業務の停止期間

平成28年2月10日から起算して7日間

4 業務の停止を命ずる範囲

業務の全部

山形県告示第116号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成28年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定の番号 私道村総建第162号

2 指定の場所 東根市一本木二丁目7433番7の一部

3 道路の現況 幅員 6.00メートル

延長 36.08メートル

4 指定年月日 平成28年1月29日

山形県告示第117号

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更 を次のとおり承認した。

平成28年2月5日

山形県知事 吉 村 美栄子

売りさばき人の名称	売りさばき			
及び代表者氏名	変更前変更後		- 承認年月日	
一般財団法人山形県交 通安全協会	上山市矢来三丁目7番50号	同 左	平成27.12.25	
会長 大風茂吉	天童市大字高擶1300	同 左		
	天童市糠塚二丁目4番1号	同左		
	寒河江市大字西根字上川原228 番地の1	同 左		
	村山市中央一丁目2番5号	同 左		
	尾花沢市北町一丁目5番5号	尾花沢市横町二丁目4番1号		
	新庄市新町5番19号	同左		
	米沢市城北二丁目 3 番19号	同 左		
	南陽市椚塚1618番地	同左		
	長井市小出3743番地の3	同 左		
	西置賜郡小国町大字小国小坂町 一丁目49番地	同 左		
	東田川郡庄内町余目字滑石8番地1	同 左		

明

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第3号

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第35条第1項の規定により、指定技能教育施設から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年2月5日

山形 県 教 育 委 員 会 委 員 長 菊 川

指定技能教育施設の名称	指定技能教育施設の所在地	廃止年月日
学校法人文化学園 山形女子 専門学校	山形市宮町二丁目6番6号	平成28. 1.15

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成28年2月5日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 申請のあった年月日 平成28年1月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名 称

特定非営利活動法人おうらの里おおやま再生プロジェクト

(2) 代表者の氏名

佐藤 昭一

- (3) 主たる事務所の所在地 鶴岡市大山三丁目20番14号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、住民および行政、企業のパートナーシップ精神に基づき、大山公園を起点としたおうらの里再生活動を行うとともに、地域の文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動、次世代に引き継ぐ環境教育活動、広域的なネットワーク構築活動等を行い、もって住民の生活、健康、文化の向上を図り、地域の発展に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに酒田 市役所において平成28年6月5日まで縦覧に供する。

平成28年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マリーン5清水屋

酒田市中町二丁目5番1号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社マリーン5 清水屋 酒田市中町二丁目5番1号 代表取締役 成澤五一

- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前)

開	店	時	刻	閉	店	時	刻
	午前	10時		午	後6	時30	分

(変更後)

開	店	時	刻	閉	店	時	刻
午	前8	時30	分		午後	9時	:

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前)午前9時30分から午後7時まで (変更後)午前8時から午後9時30分まで

4 変更年月日

平成27年12月23日

5 届出年月日 平成27年12月22日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年6月5日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに米沢市役所において平成28年6月5日まで縦覧に供する。

平成28年2月5日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン米沢店

米沢市春日二丁目13番地4外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 岡崎双一
- 3 変更する事項
 - (1) 駐車場の収容台数

(変更前) 618台

(変更後) 438台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)20か所(位置については縦覧に供する図面のとおり)

(変更後) 13か所(位置については縦覧に供する図面のとおり)

- 4 変更年月日
 - 平成28年8月23日
- 5 届出年月日 平成27年12月22日
- 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい て意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年6月5日までに知事に提出することができ

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並 びに主たる事務所の所在地)

- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

			正	誤	
発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成27. 12. 18	第2707号	1501	4	植栽の方法	植栽の方法・期間及び樹種
同	同	同	7	鶴岡市 (次の図に示す部分に 限る。)	鶴岡市・酒田市(以上2市について次の図に示す部分に限る。)
同	同	同	18	植栽の方法	植栽の方法・期間及び樹種
同	同	同	下から18	鶴岡市役所	関係市役所

平成28年2月5日印刷発行所山形県庁平成28年2月5日発行発行人山形県

